

令和 8 年 5 月 2 6 日
令和 8 年度第 1 回障害者施策推進協議会

次期せたがやインクルージョンプラン－世田谷区障害施策推進計画－の策定に向けた検討状況について

1. 主旨

令和 8 年度からの次期せたがやインクルージョンプラン－世田谷区障害施策推進計画－（以下「次期計画」という。）の策定に向け、障害者（児）等実態調査や障害者施策推進協議会・自立支援協議会からの意見等を踏まえた検討状況について報告する。

2. 基本理念

地域共生社会の基本的な概念である「社会的包摂」においては、障害のある人もない人も、生活のあり方を自ら選択・決定できることが大切である。「選択」した自分らしい生活を安心して継続できる地域共生社会の構築を旨とすることを強調するため、引き続き基本理念を以下のとおりとする。

障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重して
住み慣れた地域で支えあい
選択した自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現

3. 本計画期間における行動コンセプト

行動コンセプト

当事者の選択を支える

「選択」を支える環境整備	情報アクセスのしやすさ、体験や選択の機会の確保、多様な福祉サービスの整備、既存サービスでの障害児者の受入れ、再利用を尊重する仕組み、同性介助や多様な性（LGBTQ等）の尊重
「選択」するための支援	理解しやすい情報提供、選択肢を提示、選択の結果と選び直しを尊重

基本理念の実現に向け、令和9～11年度の計画期間における行動コンセプトを「当事者の選択を支える」とする。

支援者等（区や支援機関、家族や団体など）は、インクルージョンの考え方を基本としながら、障害のある当事者個々の「選択」を尊重する施策の推進や「選択」を支える環境整備に向けて協力して取り組む。また、当事者のライフステージや生活上の様々な場面において、意思決定支援に留意して複数の選択肢を提案するなど、当事者が自分らしい生活を「選択」するための支援に努める。

4. 施策体系

「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」を計画策定の基礎とし、条例に掲げる4つの項目を施策の柱とした大項目、目的に応じて分類した14の中項目により構成する。

【大項目】

- ①障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消
- ②安心して暮らし続けることができる地域づくり
- ③参加及び活躍の場の拡大
- ④情報コミュニケーションの推進

次期せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ーの策定に向けた検討状況について

5. 施策の構築のための視点

地域共生社会の実現を目指すとともに障害者等の支援施策を今後も推進していくにあたって、「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」の目的及び基本理念、各方面からの意見等を踏まえ、次期計画に位置づける施策の構築のための視点（3点）を設定する。

視点		説明
視点1	当事者参加	当事者の意思決定支援や主体的な参加を考慮しているか。当事者の希望や選択を考慮しているか。
視点2	相互理解	当事者と当事者以外の者（家族、地域、支援事業者等）との積極的理解につながるか。
視点3	担い手支援	支援の担い手（きょうだいを含む家族、支援事業者等）のうち特定の者に負担が偏っていないか。担い手の支援を考慮しているか。

6. 施策体系と視点

★：特に関連が深い視点

大項目（施策の柱）	中項目	この中項目の施策の目的	視点① 当事者 参加	視点② 相互 理解	視点③ 担い手 支援
障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消	(1) 理解する	社会全体に障害理解を浸透させる		★	
	(2) 守る	当事者を権利侵害から守る		★	
安心して暮らし続けることができる地域づくり	(3) つながる場をつくる	当事者が使いやすい交流の場をつくる	★		★
	(4) 連携して支援する	縦割りにならない支援を実現する			★
	(5) 安心できる暮らしを確保する	当事者が不安なく日常生活を送れる環境をつくる	★		
	(6) 望むライフスタイルを実現する	当事者が希望する暮らしかたを選択できる	★		
	(7) 毎日の暮らしをサポートする	日々の暮らしに必要な支援を確実に届ける	★		★
	(8) 出かけやすい街をつくる	外出のハードルを下げる	★	★	
	(9) いつでも相談できる	一人で悩む当事者・家族を減らす	★		★
	(10) 家族を支援する	当事者家族が自分の生活を楽しめる環境をつくる		★	★
	(11) サービスの質を向上させる	より良いサービスを提供する	★		★
	参加及び活躍の場の拡大のための施策	(12) 望むワークスタイルを実現する	多様な働き方を可能にする	★	
(13) みんなで学ぶ・楽しむ・考える		社会の一員として交流し、影響しあう	★	★	
情報コミュニケーションの推進のための施策	(14) 情報取得・発信手段を確保する	情報格差をなくす	★	★	

7. 次期計画の章立て

現計画の構成を基本とした章立てとしたうえ、第6章「計画策定の経過」に「自立支援協議会からの意見」を追加

(次ページ参照)

施策の取組について

障害者総合支援法や精神保健福祉法等の法改正の内容や、障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する国の基本指針、世田谷区自立支援協議会や障害者施策推進協議会からの意見等を踏まえて施策の取組を検討し、次期計画に位置付ける。

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の背景	(1) 障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備等 (2) 国連障害者の権利に関する委員会からの日本政府に対する勧告等 (3) 共生社会の実現に向けた国内法の整備等 (4) 障害福祉サービス等の成果目標
2 計画の趣旨	
3 計画の位置づけ	
4 計画の期間	
第2章 現状と課題	
1 世田谷区における障害者を取り巻く状況	(1) 人口と障害者数の推移 (2) 障害者手帳所持者数の推移
2 前計画の実施状況	
3 成果目標の実施状況等	(1) 第7期障害福祉計画等の成果目標の実施状況 (2) 障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の実績
第3章 計画が目指す姿	
1 基本理念	
2 施策展開の考え方(視点)	
3 計画目標	(1) 計画目標の設定 (2) 施策の体系
4 重点的な取組み	
5 本計画期間における行動コンセプト	

第4章 施策の取組	
1 障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消	
2 安心して暮らし続けることができる地域づくり	
3 参加及び活躍の場の拡大	
4 情報コミュニケーションの推進のための施策	
5 成果目標等	(1) 障害福祉サービス等の成果目標 (2) 障害福祉サービス等の計画兼成果目標達成のための活動指標 (3) 地域生活支援事業の計画
第5章 計画の推進	
1 計画の推進体制	(1) 区の組織等 (2) 区長の付属機関及び各種協議会等 (3) 施策の担当課
第6章 計画策定の経過	
1 審議の経過及び検討体制等	(1) 障害者(児)実態調査の実施 (2) 審議の経過等 (3) シンポジウム及びパブリックコメントの実施結果 (4) 世田谷区自立支援協議会からの意見 (5) 世田谷区地域保健福祉審議会 委員名簿 (6) 世田谷区障害者施策推進協議会 委員名簿
第7章 資料編	

次期せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ーの策定に向けた検討状況について

8. 重点取組

世田谷区障害者施策推進協議会における議論、障害者（児）実態調査、世田谷区自立支援協議会の意見、国の基本指針等に基づき、以下の9点を次期計画の重点取組とする。

- 1 障害理解の促進・差別解消
- 2 精神障害施策の推進
- 3 高次脳機能障害施策の充実
- 4 医療的ケア児・者の支援
- 5 災害への備えの推進
- 6 地域生活を支える仕組みづくり
- 7 人材の確保・定着
- 8 多様な働き方の拡大
- 9 情報コミュニケーション推進・アクセス手段の確保

1

障害理解促進・差別解消

【背景・課題】

- ・ 障害者（児）実態調査では、以下の回答があった。
- ① 「あなたが希望する暮らしを実現するためには、どのようなことが必要だと思いますか」という問いに対し「周囲の人の障害への理解」選択肢の回答数が19.4%で最も多く、特に精神障害、発達障害では、4割近い回答となった。
- ② 「障害を理由とする差別や偏見を感じたことがありますか」という問いに対し「ある」、「少しある」と回答した方が、29.8%であった。知的障害、発達障害、精神障害では、「ある」、「少しある」が5割を超える回答となった。
- ・ 自立支援協議会より、地域課題から抽出した目指すべき地域像として、「障害のあるなしに関わらず、互いのことを理解する機会を増やし、互いを認め合い、支え合うことのできる地域づくりを目指す」という意見があった。
- ・ 障害特性への理解不足や偏見により、日常生活や地域活動等において不利益や生きづらさが生じている状況がある。障害の多様化等が進む中で、相互理解を深め、誰もが安心して暮らせる社会づくりが求められており、障害理解を促進し地域共生社会の実現をめざす施策を更に推進していく必要がある。

【取組の方向性】

- ・ 区民及び事業者が、障害、障害者及び障害の社会モデルの考え方に関する知識を培うことにより、障害に対する理解を深め、適切に行動するための周知・啓発の推進
- ・ 障害者等が安心して外出できる環境の整備、地域との交流・つながりの促進
- ・ 障害当事者の権利擁護としての差別解消の推進

2

精神障害施策の推進

【背景・課題】

- ・国連勧告及び国の基本指針で示す「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の考え方に基づき、長期入院している区民に対する動機付け支援など地域移行を継続して進める必要がある。
- ・区におけるこれまでの取組みから、複合化・複雑化した問題を抱える方やサービスにつながらない方の中には、精神障害を抱える方が多く潜在しているとみられており、精神障害者や精神保健（メンタルヘルス）上の課題を抱える区民等（以下「当事者」とする。）が必要な支援につながり地域で安心して暮らせるよう施策を推進する必要がある。
- ・障害の状態が固定されないという精神障害の特性に対応できる支援体制を充実させる必要がある。
- ・こころの病気は誰でも罹りうるものである一方、差別や偏見が依然としてあることから、その解消に向けて、当事者の実際の姿や声を施策に反映するなど、当事者やピアサポーターとの協同※を進める必要がある。

【取組の方向性】

- ・精神科病院の入院者の意向を踏まえた地域移行の着実な推進
- ・当事者の地域における生活の定着支援の強化
- ・当事者・ピアサポーターとの協同※の推進

※「協同」は、働く場面に限らず、茶話会や交流などの当事者同士の支え合いも含め、当事者・ピアサポーターと共に取組みを進める考えを示すもの

3

高次脳機能障害施策の充実

【背景・課題】

- ・ 令和8年4月に高次脳機能障害者支援法が施行され、地方公共団体には、高次脳機能障害者に対する支援に関する施策を総合的かつ計画的に策定することが求められている。
- ・ 「世田谷区高次脳機能障害者支援における基本的な考え方」を踏まえ、支援体制の充実を図る必要がある。
- ・ 高次脳機能障害は、本人・家族が障害を理解し、必要な支援につながるまでに時間を要する場合があることから、周知・啓発や早期に支援につながる仕組みが必要である。
- ・ 高次脳機能障害の困り感は生活全般に及ぶことから、相談支援・医療・福祉・就労など多様な支援機関の連携が課題となっている。

【取組の方向性】

- ・ 取組の方向性については、「（仮称）世田谷区高次脳機能障害者支援における基本的な考え方」検討会において検討予定。

4

医療的ケア児・者の支援

【背景・課題】

- ・医療的ケア児・者が成長や心身状況の変化に応じて、必要な支援やサービスを継続して選択・利用できるよう、医療的ケア相談支援センターを核とした専門人材の育成・連携体制を充実させる必要がある。
- ・医療的ケア児・者が、地域の一員として様々な活動に安心して参加し、他の人とともに学び・遊び・関わりながら当たり前の生活を送ることができるよう、環境整備及び支援体制の充実が求められている。
- ・医療的ケア児・者を支えるきょうだいを含む家族の身体的・精神的負担を軽減するため、実態やニーズに即した相談支援やレスパイトなどのサービス拡充が必要となる。
- ・保育園、学校、生活介護事業所などにおいて、医療的ケアに対応可能な施設・サービスを、量・質の両面からさらに充実させる必要がある。
- ・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が平時から連携し、災害時においても安心して在宅避難を継続できるよう、地域の支援体制や互助の仕組み、顔の見える関係づくりを進める必要がある。

【取組の方向性】

- ・ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の確保
- ・地域社会での多様な参加と体験を実現できる機会の創出
- ・医療的ケア児・者を支えるきょうだいを含む家族への包括的支援とレスパイトの充実
- ・医療的ケアに対応できる社会資源の量・質の拡充
- ・関係機関の連携強化と災害時も含めた支援体制づくり

【背景・課題】

・ 障害者（児）実態調査では以下の回答があった。

- ①地域（町会・自治会、民生委員、周囲の人）に支援が必要であることを申し出ている人は6.9%にとどまることや、停電に関する備えがないと回答する者が46.7%など、平時における備えやコミュニケーションが十分ではない様子が見てとれるため、地域と障害者のいる世帯との連携を図ることにより、地域防災力を向上させる必要がある。
 - ②災害が発生したときに困ることや不安なこととして「薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安」が39.0%と最も多く、次いで「一人では避難できない」、「避難所で必要な支援が受けられるか不安」、「避難所の設備が障害に対応しているか不安」の順となっている。また、日常的な備蓄やローリングトックについては、34.4%の方がしてないと答えている。
- ・ 防災情報や災害時の避難情報などを確実に得ることができるよう情報提供・取得手法のあり方を検討する必要がある。

【取組の方向性】

- ・ 情報コミュニケーションの難しい障害者のための緊急事態における支援の検討
- ・ 災害時の在宅避難を安心して継続するための備蓄等の促進
- ・ 障害者や事業者・施設、地域住民等による「災害に備えるつながり」の更なる推進

6

地域生活を支える仕組みづくり

【背景・課題】

- ・ 障害者（児）実態調査では、「自分の健康や医療について困っていること」として障害の重度化や難病の悪化を挙げた人が12.6%、「主な介助者または支援者に関する不安」として介助者自身の高齢化を挙げた人が24.1%に上っており、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」の問題が進行する中、緊急時や支援者不在時への対応、施設・病院からの地域移行の推進、親元からの自立を支える相談・支援体制の充実を図り、障害者やその家族が安心して地域で暮らし続けられるよう取り組みを進める必要がある。
- ・ 障害者の地域生活への移行と継続支援を目的として開所した、東京リハビリテーションセンター世田谷を中心に、地域課題として入所施設からの地域移行支援、地域移行後の生活継続支援の検討を進める必要がある。また、障害者の希望する暮らし方は様々であり、それぞれにあった生活を選択できるよう、各種支援体制の充実が必要となる。
- ・ 重度障害者向けグループホーム等の整備においては、近年の建設費高騰や専門的スキルを持った人材の不足等の影響も受けて、新たな事業者参入が期待しにくい状況にある中、医療的ケアや強度行動障害など特に支援を必要とする方を受け入れるため、障害特性に応じた施設整備を推進していく必要がある。
- ・ 障害者（児）実態調査では、「福祉施設利用後に困っていることはありますか」という問いに対し、「通所先の送迎者やヘルパー等の支援により帰宅するが、家族または支援者が不在の場合、自宅で過ごすことが難しい」との回答が14.3%あり、18歳を超えた障害者が通所施設利用後に使える放課後等デイサービスと同等のサービスを含め、障害者の社会参加や家族の就労継続支援として、居場所づくりに関する取り組みを進める必要がある。

【取組の方向性】

- ・ 地域生活支援拠点等、緊急時の対応や施設等からの地域移行推進を担う取組の実施
- ・ 専門的なスキルを持った人材育成の強化
- ・ 重度障害者向けグループホームの整備の推進
- ・ 障害福祉サービス等終了後の夕方の時間帯における支援等、家族の離職を防止するための施策の推進

【背景・課題】

- ・ 障害福祉サービス提供事業所向けの実態調査では、職員の過不足状況について、「大変不足している」「不足している」「やや不足している」が合わせて72.8%。また、事業運営上の課題として、「スタッフの確保」が46.9%と最も多く、次いで「設備・スタッフなどが不足し量的に利用者のニーズに応えられない」、「スタッフの人材育成」、「責任者など中堅人材の確保・育成」の順となっている。
- ・ 早期離職が多く人材が不安定であるため、現場での効果的な育成が実施しにくい。
- ・ 複合化した課題に対して安定した支援を継続できるように、支援者等がチームによる支援技術や取組み事例を学ぶ必要がある。
- ・ 障害理解や事業所の環境整備を進めることにより、新たな人材の確保に向けた施策を推進する必要がある。

【取組の方向性】

- ・ チームでの支援の質を高める技術や、困難事例への対応・専門性を高める技術を学ぶ等、職場の中核人材の育成につながる研修等の充実
- ・ ボランティアを含めた新たな人材の確保に向け、障害理解を進めるための施策の推進
- ・ 人材確保・定着に向けた取組みを支援するための事業所の環境整備の推進
- ・ 施設や事業所の職員等の心身の健康を守る取組の推進

8

多様な働き方の拡大

【背景・課題】

- ・国の障害者基本計画において、雇用・就業は、障害者の自立・社会参加のための重要な柱であり、短時間雇用など、障害者の働きやすい多様な雇用・就業形態の促進を図ることとしている。
- ・障害者（児）実態調査においては、現在施設等に通所し今後一般企業への就職を望んでいる方に、「就職にあたりどんな支援を希望するか」を聞いたところ、「仕事への適性の見極め」が61.8%と最も多く、次いで「企業等での体験実習」、「求職活動の支援」、「障害がある人が働く企業等の見学」の順であった。
- ・障害者とその能力や特性に応じて働くための機会の創出に向けて、就労相談から就労後のフォローまで一体的な支援体制のもと、自らの意思に基づき、自らが望む働き方を選択することができるよう、多様な業種／職種や就労形態等の事業所見学や就労体験の場を確保し、就労に結び付ける支援が必要になる。

【取組の方向性】

- ・自らの意思に基づき、自らが望む働き方につなげるための就労支援の充実
- ・せたジョブや農福連携事業をはじめ、就労に向けた自身が望む働き方を見極めるための事業所見学や仕事体験の場の充実や就労マッチングの推進

【背景・課題】

- ・ 情報コミュニケーション・アクセスは、自身の意思表示、自己決定、望む生活の選択の前提となる。特に災害時において、情報コミュニケーション・アクセスは限定的な手段になりがちであるが、障害者にとっては災害時こそ確保できていないと生命の危機につながるため、平時から様々な手段を確保しておくことが必要である。
- ・ 障害者（児）実態調査では、人とのコミュニケーションが「一人でできる」が63.2%に対し、「一人ではできない」が30.4%。情報を入手する際やコミュニケーションをとる際の困りごとが「特にない」は39%、「初めて行くところでは、不安になる」が2割半ばで、社会全体としては情報コミュニケーションに関し課題が多く存在している。
- ・ 全ての障害者があらゆる分野の活動に参加し自立した生活を送るため、情報の十分な取得や利用・円滑な意思疎通が重要であり、情報コミュニケーション支援の推進が求められている。

【取組の方向性】

- ・ 障害児者の情報コミュニケーションやアクセスについて様々な手段の確保
- ・ 聴覚障害や視覚障害のある方への情報バリアフリーの推進
- ・ 重度障害のある当事者の意思表出や意思疎通の支援を充実

次期せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ーの策定に向けた検討状況について

9. 今後のスケジュール

令和8年	6～7月	次期計画の中間まとめ案
	8～9月	次期計画の素案
	10月	次期計画の答申案

次期せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ーの策定に向けた検討状況について

【参考】世田谷区自立支援協議会からの2次意見

○エリア協議会で地域課題の抽出を行い、次期計画において目指すべき地域像についての追加意見

区分	意見
人材	経験やスキルを活かせるように、福祉の魅力を発信して裾野を広げていく必要がある。即戦力だけでなく、長く働きたい、働きがいがある地域になると良い。潜在的な人材発掘により、次世代にバトンを引き継げる地域を目指す。

○医療的ケア児・者に関する追加意見

意見
医療的ケア児が入れる区立の保育園は5名までと枠が非常に少なく、呼吸器を使用している場合は受け入れ不可という現状がある。多くの保護者は民間の保育サービスを使いながら日々のケアを行っており、高負担となっている。家族の就労の確保、孤立感も含めて、しっかりと支えていく必要がある。 また医療的ケア児は年齢を重ねケア者（成人）となる。ケア児への支援だけでなく、引き続き地域で支えていくための支援体制の整備が必要である。
医療的ケアを必要あるいは必要となった場合、幼児期から壮年期にいたるまでそれぞれの段階で課題がある。例えば、幼児期における保育のニーズと利用可能社会資源の課題、学齢期から青年期における放課後デイサービスから生活介護等の移行時などの利用可能資源や利用可能時間の課題（18歳の壁）、成人期から壮年期における医療的ケアを受けていなかった方がそれを必要になった時の日中支援の課題やアドバンスケアプランの課題が上がってきている。世田谷区自立支援協議会としても情報が少なく十分検討が出来ていない。そのため、医療的ケア児者のライフステージ毎の実態把握ができるといい。